

## 児童養護施設における子どもの性的問題はどのように論じられてきたか ～季刊「児童養護」の記事の分析から～

松原弘子<sup>1</sup>

抄録：児童養護施設の専門実践研究誌、季刊「児童養護」の過去の記事から子どもの性行動支援に関連する文献を抽出し、論述の趣旨に注目して6つの視点に整理した。さらにその論述を、縦軸が「子ども」「職員・施設」、横軸を「共通性」「個別性」にわけた4軸のマトリクスを用いて7つの論点を抽出した。視点は時代の影響を受けて変化し、論点は視点を複合させながら発展していた。その結果、1980年代には問題行動だと認識されていた子どもの性的問題の議論が、2010年代以降には子どもの権利保障とケアへの責任を明確な目標に、性加害などの対応が難しい課題にも取り組む必要があるという認識へと変わっていた。しかし、子どもの性的問題を包括的に支援しようという論点に比べ、性的問題に対応するために施設管理と職員育成を個々の施設の特性に合わせて連動させていこうとするシステムづくりの実践は記述が薄く、理念に比べ実践の体系化は進んでいない可能性が示唆された。

Keywords：児童養護施設、性教育、性行動問題、性の支援、自立支援、職員育成、教育体系

### 1. はじめに

児童養護施設（以下、施設）は法的には、「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を目的とする施設（児童福祉法第41条）」という位置づけられており、親等の保護者による養護が受けられない児童を入所させ、家庭の代替として養い育てるのが役割である。

この施設における援助の一つに、子どもの性的成長・発達の支援がある。子どもの年齢に不相应な性的行動や、同じ施設に暮らす子ども間の性加害・被害にどのように対応するかという問題は、古くから関係者の頭を悩ませてきたが、特に2010年以降は、これらの問題が発生するのを未然に防ぐにはどうしたらいいかが積極的に議論され、一部では活発な取り組みが行われるようになった。性行動は成長するにつれて自然に覚えるものであり、ことさらに支援する必要はないと考えられていた時代もあったが、現在は、性教育の取り組みに対する評価が施設の第三者評価の項目

に含まれるようになっており、施設において行われるべき養育の一環という位置づけになってきている。

そこで、施設においてこれまで行われてきた子どもの性行動や性関係に対する支援のあり方の変遷を知るとともに、今後の施設における子どもの性の支援の方向性を探ることを目的に、施設研究者・実践者が寄稿する季刊「児童養護」に掲載された文献をレビューし、過去の論点を検討した。

季刊「児童養護」は、全国社会福祉協議会全国児童養護施設協議会が発行する児童養護施設職員向けの実践研究雑誌である。この雑誌の特徴は、実践者が現場から発信するビビッドな実践報告・投稿が広く掲載されていることで、刊行から50年を経て文字の大きさや版は変わったが、特集、論壇、実践報告、講座などの基本的な誌面構成は変わっていない。したがって、この40年間に現場が向き合ってきたトピックの変化及び取り上げられ方や内容のウエイトが比較しやすいことと、施設養護の実践者からの問題提起が多く、施設内で生じる性行動をめぐる現場からの報告を追うことができるため、論点整理に適していると考えたのが、この雑誌を分析対象に選んだ理由である。

1. 宮城学院女子大学教育学部教育学科

なお本論では、施設での組織的な性行動・性的問題への対応と、性暴力などの攻撃的な言動も含めた性的な言動に対する個別の子どもへの対処を分けるため、前者を「施設内性教育等」、後者を「子どもへの性の支援」と表記している。

## 2. 目的

1980年代から2017年までに施設等で行われてきた施設内性教育等や子どもの性の支援に対する考え方の変遷を、季刊「児童養護」誌上に掲載された各種論文、報告等から知り、論点整理を行うとともに、これからの施設内性教育等や子どもの性の支援に対する考え方の方向性を検討する。

## 3. 方法

季刊「児童養護」の創刊号から48巻までを通読し、12巻2号の松岡による思春期性教育の講座(別表<1>)の記事を、施設関係者の間で性教育が注目された最も早い記述とみなして、この号から48巻3号までに含まれている施設内性教育等や子どもの性の支援に関する記事を抜き出した。このうち、事例検討や誌上スーパービジョンに含まれた性的問題は除外して、発行時期、号数、記事の種別及びタイトル、執筆者、内容をリスト化した(別表のとおり)。

次に、これらの記事を読み込み、施設内性教育等や子どもの性の支援についての目の向けられ方に注意しながら時系列に内容を整理した。最後に、その内容を理論上のフレームワークに落とし込み、問題の語られ方や取り上げられ方、論じている内容などから、中心となっている見方、主張を視点とし、その視点の組み合わせから成り立っている論点を整理して、論理の発展過程を概観した後、今後取り組んでいくべき内容を検討した。

## 4. 結果

創刊後11年目の1981年から2017年に至るまでに掲載された、性教育や性行動に関する各種文献の論調、問題提起の表現方法、議論のポイントなどを、およそ10年ごとにまとめて示す。

### <1980年代の論点>

性行動問題についてのまとまった記述が誌上に現れるのは1981年の松岡による誌面講座「思春期の発達特徴-性的問題を中心として」(別表<1>)である。この論文では、バブル期にさしかかり社会が豊かになる中で、第二次性徴の早期化、性情報の氾濫、若年妊娠中絶の増加などが上げられており、特に施設養護に限らない性教育の知識や方法が述べられている。その後1983年の「児童処遇をどのように評価するか」と題された特集では、紹介されている児童評価シートの全てに、「異性について」(別表<2>)、「性問題に対する判断力」(別表<3>)、「性への正しい判断」(別表<4>)など、入所児童の性的な成長や問題行動をチェックする項目がみられる。

1984年には「思春期危機への対応」という4回の連載の第2回が「性問題への取り組み」(別表<5>)をテーマとして、性の指導に積極的な8施設の施設長や保母ら8名の施設内の性の指導に関する分担執筆論文(別表<5>)、2本の実践レポート(別表<6>)(別表<7>)、思春期の性的な言動の特徴に関する教育的論文(別表<8>)が1本掲載されている。いずれの執筆も、実践者、教育者の語りが多く含まれており、この頃の施設における子どもの性行動に対する見方や職員の対応に対する考え方を知ることができる。調による「施設における性教育の現状」(別表<5>)では、「性教育は必要と考えながら、実際には行われていないように思われる」と述べられ、その原因に「保母、指導員の若さゆえ」「指導者が、しっかりした理念を持つことが欠けている」と、職員の未熟さや施設としての方針のなさなどが例示されている。また同号「手探りの性指導」(別表<7>)では職員側の課題として「男性として女性として、どう生きていくのか、職員が適切なモデルとなることが求められている」「しかし有効な助言や指導ができていない」「考えてみれば私たち自身が性について適切な教育を受けてこなかった」と論じられている。これらのことから、80年代には、性行動をアセスメントしようとする努力がされて

おり、また子どもの性的な質問に誠実に応えることや適切な指導をする必要性は認識されているものの、積極的に介入するには職員が未熟であり、実践するのが難しいと考えられていたことがわかる。

このような中、人間と性教育研究協議会（性教協）養護施設サークルの第1回宿泊研修の報告が掲載される（別表<10>）。記事では、サークルのメンバーが50人を超えたことが報告され、施設での性教育が必要とされている証拠と論じられている。性教協は性教育者山本直英らが中心となって1982年に発足させた性教育の研究者、実践者のネットワークで、現在も機関誌の発行や研修会の開催、研究発表などを積極的に行っているが<sup>注1,2)</sup>、施設における性教育については、現在は研究者である浅井春夫が当時は若手実践者として、施設内性教育等の必要性や方法論を積極的に発信していた<sup>注3)</sup>。

翌1987年になると、網野（別表<10>）による1年間4回の連続講座『子ども』と『大人』の間」が掲載されるが、この中で論者は「おとなや親は、無造作に、節度なく子どものからだに触れようとしている」と、施設職員による子どもへの不用意な接触到警鐘を鳴らしている。それまでは「施設職員の教育力のなさ」が問題にされていたのに対し、施設職員の無自覚な権利侵害を指摘しているという意味で、この視点の転換は注目に値する。この記事は続く90年代に盛んにおこなわれるようになる、子どもの性の権利の保障という視点を先取りした主張であったと言える。

#### <1990年代の論点>

1990年代に入ると、性行動の問題が自立支援の議論に組み込まれるようになる。性教育は「結婚に至るまでの家庭<sup>注4)</sup>の裏面を含めた対処への基本的な指導」（別表<12>）と語られ、「問題になるのが職員間の意見の不一致（別表<13>）」と、施設内で共通認識が持ちにくい問題であるという認識のもとでも、「この（性の）問題からのがれることはできない」（別表<18>）と前向きな実践

を行う施設もでてきた。誌面の事例検討やスーパービジョンで性的問題が取り上げられることも珍しくなくなってきた。自立支援における子どもの性の支援の必要性の認識の高まりは、1998年の児童福祉法改正も影響していると考えられる。厚生省中央児童福祉審議会の中間報告（別表<20>）には社会的な支援を必要とする児童をめぐる問題の複雑化・多様化への対応の必要性が述べられているが、この複雑化の視点には性非行の深刻化が含まれており、「個性豊かでたくましく、思いやりのある人間として成長し、自立した社会人として生きていくことができるようにすること」が今後の支援における考え方であると述べられている。施設による自立後のアフターケアが含まれた児童福祉法の改正により、自立支援が施設の業務となり、どのような自立支援を行うべきかの議論の中で、性の支援もクローズアップされてきたとみることができる。「自立は多義的概念である」（別表<23>）と12の自立概念を上げて「人間的豊かさを持った自立」の重要性を述べ、この12項目の中に「性的な自立・性役割の自立」を含めた竹中の投稿が、この時期の自立支援における性の支援の重要性を論じる代表的なものであろう。

さらに90年代後半は、子どもの権利条約批准に沸く関係者の高揚感を示すかのように、子どもの権利を守っていこうという趣旨の記事が増える。24号4巻の「北海道養護施設ケア基準」（別表<15>）（別表<16>）は、「望ましい発達・成長に沿った興味の展開が保障される」「あらゆる危険からの回避について学ぶ機会が与えられる」など、施設内性教育等を子どもの性的発達の権利保障として正面からとらえているだけでなく、施設内処遇に結び付けて体系的に論じている。この基準の視点については考察で詳しく述べたい。

またこの時期を特徴づけるもう一つ流れに、子どもの問題行動を性的虐待や心のケアと関連づけて論じる記事の増加がある（別表<14>）（別表<19>）（別表<21>）（別表<22>）。阪神大震災と地下鉄サリン事件が起きた1995年は、心的外傷と

心のケアに関する社会的な関心が高まった時期であるが、児童福祉の現場では子どもの虐待の急激な増加もあり、子どもの心のケアについての議論が盛んに行われていた。1996年の「心に傷を負う子どもたちへの対応」とされた特集では、「単なる罰則や警告だけでは解決に至らない。心の傷の癒しへのアプローチが求められている」（別表<19>）と、子どもの暴力や攻撃性には手当てが必要であり、問題行動とみなして体罰を容認する施設の価値観に疑問が呈されている。子どもの性的な言動をアセスメントする視点がトラウマケアにシフトしたことにより、施設養護のあり方が問われるようになり、2000年以降の施設内虐待への対応に注目が集まる流れが作られていく。

#### <2000年代の論点>

2000年代になると、施設内で起こる性的なトラブルを子どもの問題でなく大人の問題として積極的に捉えようとする動きが出てくる。子どもの虐待防止法の成立・施行と、相次ぐ施設内虐待の発覚が影響を与えているとみていいだろう。「虐待防止法の施行により、これまで「体罰」と呼ばれていた行為は…単なる「体罰」ではなくなった」（別表<24>）と、体罰容認の姿勢は虐待であるという警告的な記事が載り、「『虐待』の事実を掘り下げていくと、そこには制度・政策や組織のマネジメントの問題が浮き上がってくる」（別表<25>）と、体罰や虐待が職員個人の問題ではなく、施設の運営や職員管理の問題であるという指摘も始まる（別表<26>）。子どもの虐待防止法の改正、施設内虐待事件の影響などから、性的な問題行動を暴力や虐待の影響と関連づけるとともに、子ども間の性暴力も含む施設内虐待を組織的に改善すべきという問題提起が行われ（別表<27>）、性的問題の対応が含まれた研修計画の紹介（別表<29>）や、子どもの性を理解する連載講座（別表<30>）、施設内性教育等の実践例（別表<32>）、性加害児童への対応（別表<33>）等、現場の実践報告や事例が含まれた具体的な職員育成や教育記事に性行動問題が頻繁に取り上げられており、

現場での取り組みが以前より進むようになったことを知ることができる。

「生い立ちの整理」「性についての学習」「女性の社会的自立に伴う特有のリスク」などが含まれた東京都社会福祉協議会の「自立支援ハンドブック（別表<35>）や、「あなたは性についても理解力に応じて教育を受けることができます」「あなたが異性と交際することは自由です」などの文言が入った唐池学園の「子どものための手引き」（別表<28>）は、性的な行動を問題行動ではなく、子どもの発達の保障という視点でとらえ、適切なケアと自立支援の視点で組織的に支援すべきという考え方の実践とみることができる。子どもの性の問題に取り組む実践が厚みを持ちつつある一方、理論面では、21世紀の児童養護施設のあるべき姿を描きだした山縣の論文（別表<27>）で、今までの論点で落ちている問題提起に「ジェンダー視点」が含まれていることに注目すべきであろう。施設内の性別役割分担のステレオタイプについて過去に指摘がなかったわけではないが、重要な指摘として大きく取り上げた論文は、この雑誌ではこの論文が初めてである。

施設内の性的虐待が施設内リスクマネジメントの問題であるという指摘は、2007年の児童虐待防止法の改正の議論の中で高まり、職員の疲弊や能力不足が取り組むべき課題という見方が強まっていく。平田（別表<26>）や村井（別表<25>）の、施設養護というシステムやマネジメントを問う論調は、施設の小規模化や家庭的養護、里親委託の推進などの流れに押され、論調としてはあまり大きくなっていかない。「どんなに緻密な制度が整備されようとも…人材が…疲弊し、誇りと自信を喪失し…しているようでは、いいサービスは望むべくもない」（別表<30>）と、制度改正に現実の体制が追いついておらず人材が疲弊しているという指摘や、これらの改正が「内部告発など通告制度を中軸とする」ことから、養育現場がかえって混乱し、職員の意欲喪失を生み、あるいは職員間の不信が喚起されるという懸念（別表<34>）など、さまざまな問題が指摘され、施設養護というシス

テムが問い直されているにもかかわらず、新たな制度上の枠組みや様々なマニュアル、ガイドライン（別表<36>）が増えるばかりで、職員を支え人材を育てるための財源確保が進まない現場のいらいらを示しているかのようである。

施設マネジメントには行き詰まり感があるが、個別支援では25年ぶりに連続講座「子どもの育ちと性」（別表<30>）が載り、児童虐待の専門医奥山真紀子が「自分たちの言葉で「性」に関して語ってほしい。自分たちの「性」に関する抵抗感を減じる努力はこの分野の専門家として大切なものである。そのことが子どもに対して性的な安全を守ることにつながる」と、職員が性を語ることと施設内の性の安全を守ることを関連づけて論じている。個別の実践に発展的な知見が積みあがっていく一方で、システムは制度改正のみが先行し、実態の改革が追いついていないのがこの時期の特徴といえよう。

#### < 2010年代の論点 >

2010年のこの雑誌のトピックは、創刊40周年記念号の発行である。20ページにわたる座談会の中で「子どもの最善の利益を守る砦の研究誌として」<sup>注5)</sup> 発信していくことが確認されている。同時期に全国児童養護施設協議会としての倫理綱領が策定され、41号1巻より毎号の裏表紙にこの綱領が載るようになった。「日本国憲法、世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します」を原則にかかげた倫理綱領の中に性的な問題に関わる項目はないが、「子どもの健康及び発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正かつ活力ある施設運営につとめます」と、子どもの権利を守る施設の責任について考えていく雑誌であることを表明したことは意義深い。

倫理綱領が裏表紙に最初に現れた41号は3年

ぶりに「子どもと性」（別表<38>）を連続講座のテーマにしている。「児童養護施設での性教育」というテーマで、性教協児童養護サークル<sup>注3)</sup>の幹事が、具体的な実践に基づき、かつソーシャルワークの視点からの施設内性教育等の考え方と方法を紹介している。翌年の42号はやはり連続講座に「暴力について」（別表<39>）が載り、性行動に関連づけられるDV、セクシャルハラスメント、ストーカーなど、親しい関係にある人間の支配と暴力のメカニズムが、臨床心理士により詳しく紹介されている。

2010年代は、様々な児童養護施設内の性行動に関連する実践が、誌上で積極的に取り上げられるようになった時期であり、2010年から2017年までの7年間に連続講座で3回、特集等のトピックで2回、施設内性教育等に関連するテーマが取り上げられている。2000年頃までの施設内性教育等の取り組みが、主に性教協児童養護サークルのメンバーによる発信だったのに対し、2010年代には、性的虐待の被虐待児童へのケアや性加害児童への介入に携わる心理職や児童指導員による研究、実践報告も見られるようになった。心理職の発信が増えるにつれ、過去にはこの雑誌が踏み込まなかった領域、すなわち「性器なめ」に代表される施設内の子ども間で生じる性的虐待や支配を論じる、暴力としての性への注目や、発達の過程で自然に見られる性的な遊びと、性的虐待の影響と考えられるような性的な行動をどのように見分けるかなど、現場でこの問題に取り組む実践者が最も知りたいと考える情報が細かく載るようになる。

これらの記事は、それまでの誌上スーパービジョンや事例検討とは異なり、科学的な裏付けに基づいた知識、技術、方法を提供し、専門職の技能を高めようと意図されている。2010年以降のこの雑誌の誌面作りは性的問題に限らず、より専門的に、科学的な根拠を示すようになっており、施設職員のみならず児童福祉に関わる専門家が読んでも耐えられる内容に変化している。発行元の全国児童養護施設協議会が掲げる倫理綱領「児童

養護施設が高い公共性と専門性を有していることを自覚し<sup>注5)</sup>に準じるように、より専門性を意識した編集方針へと舵が切られた様子がうかがえる。

#### 4. 考察

＜施設内の性的問題は時代が下るごとに視点を発展させながら論じられてきた＞

1980年代から2010年代までの季刊「児童養護」における施設内性教育等や子どもの性の支援を取り上げた記事の変化を整理した結果、この雑誌では性的問題を取り上げる視点が、①子どもの発達の支援、②（アフターケアを含む）退所後の自立支援、③子どもの知る権利の保障（権利擁護）、④心的外傷のケア、⑤性的リスクマネジメントの順に発展し、時代が下るにつれて視点が複合していることがわかった。視点の現れ方と社会背景や制度の変遷と関連づけて整理したのが図1である。

①の発達の支援とは、「性への正しい判断」（別表<4>）「性教育は人格教育」（別表<5>）のように、性的な関心をもつことは子どもの発達の中では当然のことだが、間違った方向に進まないように指導するのが「暮らしの中の性指導」（別表<5>）という考え方で、80年代はこの論調が主流である。

②の自立支援とは「性的な自立・性役割の自立」（別表<23>）のように、性の指導の目標が施設内での困った行動ではなく施設後のより良い暮らし（人間関係）に向けられているもので、適切な性関係を持つことで、子どもが将来安定した家庭を築けるように教育するにはどうしたらいいかという問題提起が含まれている。この視点は80年代から見られる（別表<10>）が、具体的な取り組み（別表<18>）が紹介されるようになるのは90年代に入ってからである。

③の権利擁護とは、「北海道児童養護施設ケア基準（別表<16>）」のように、性的問題を子どもの権利の一環と捉え、その権利を保障しようという立場から、施設や職員側に問題提起をする視点である。この視点から職員と子どもとの親密な関係に対して注意喚起がされた記事は80年代にすでにある（別表<11>）が、この時はまだこの視点は主流ではなく、当たり前の考え方として広がるのは2000年以降である。この視点の特長は、子どもの問題ではなく子どもの権利を職員や施設がどのように守ろうとしているかを取り上げ、職員のあり方、業務の基準や規範に焦点を当てているところにある。

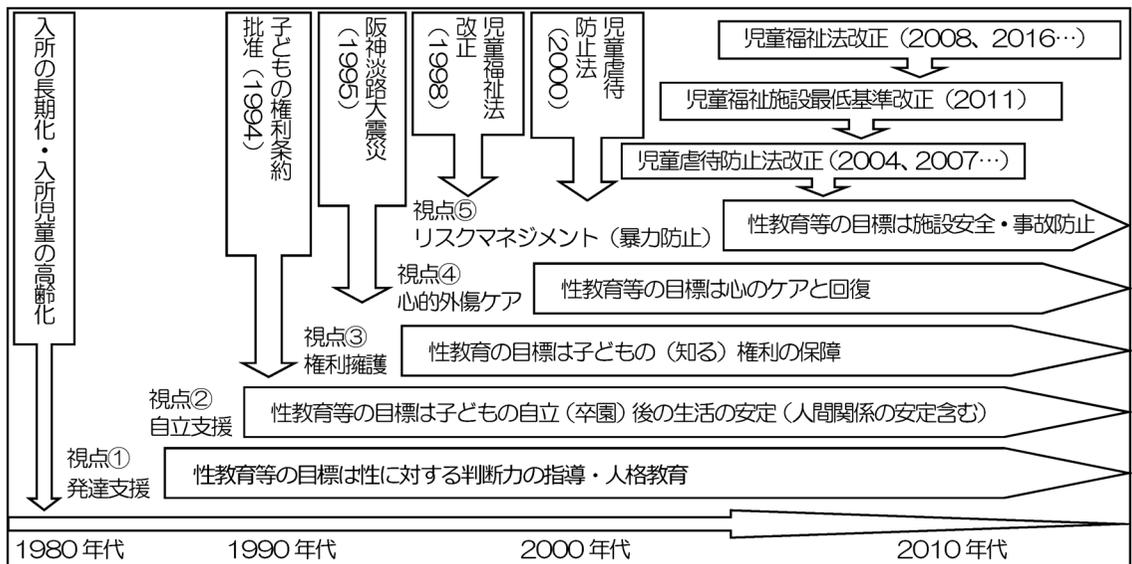


図1 季刊「児童養護」誌上の視点の変化と児童養護施設がおかれた状況の変化の関係

④の心的外傷のケアとは、攻撃性や性化行動<sup>注6)</sup>などの子どもの問題行動を、虐待などで受けた心的外傷の結果と捉えて、どのように回復を支えるかという問題提起をしているもので、教育よりケアにウェイトがおかれている。現象としての子どもの性化行動を捉え、指導する必要があると考えている記事は、誌上スーパービジョンや事例検討という形では80年代以前からみられ、この問題をどのように指導したらいいのかという問いに現場が長く苦慮してきたことがうかがえる。しかし性的な行動の問題をケアすべき心の傷と見立てる視点が大きくなったのは、虐待を受けた子どものケアのために児童養護の現場に臨床心理士が入ってきた90年代後半からである(別表<19>)(別表<21>)。

⑤のリスクマネジメントとは、「被措置児童等虐待対応ガイドライン(案)」(別表<36>)に代表される施設内で性的な問題が発生することを施設の運営管理の問題と捉える視点である。⑤は③と同様に職員の業務のあり方に目を向けているが、③が職員一人ひとりの規律や規範に注目するのに対し、⑤は、性行動に関わる問題についての管理者の責任を考えようとする(別表<26>)。制度の構造や職員管理・運営の課題に言及し、職員教育の必要性の前に職員配置の課題に目を向けるのがこの視点の特長である(別表<31>)。⑤は虐待防止法の制定から児童福祉法改正の流れの中で大きくなり、④と連動して理念先行で現場の実態が追いつかないという施設養護の根本的な問題に切り込もうとしている。

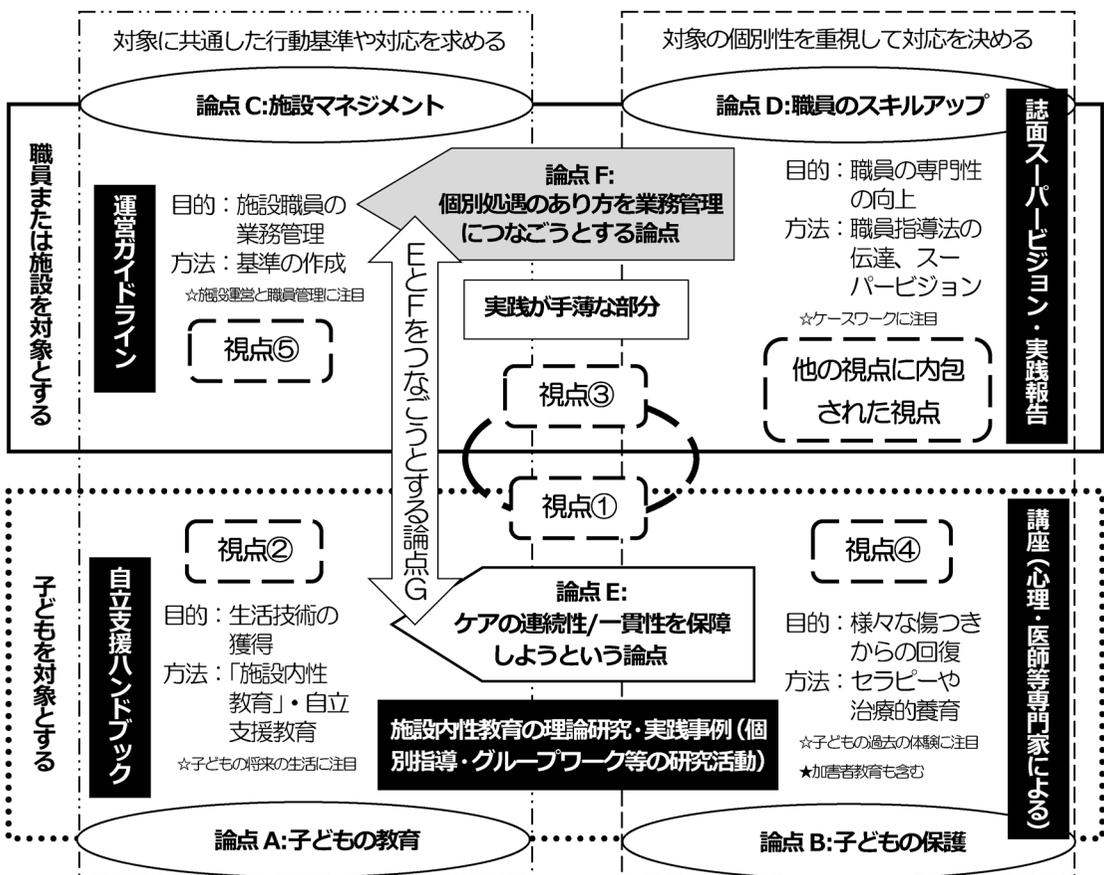


図2 季刊「児童養護」誌上の施設内性教育をめぐる論点整理

これら5つの視点は社会や政策の変化に影響を受けながら重なり合って出現し、複数の視点を統合して新たな視点を生み出していく関係にあった。

#### ＜施設内の性の問題にまつわる論理の構造＞

前段の5つの視点到注目しつつ、文献が子ども、職員のいずれを軸に論じているか、また論点が対象の個別性、普遍性のどちらに注目しているかを検討する4軸からなる理論上のマトリックスを作成し、視点と論点を整理したのが図2である。

まず、施設においてすべての子どもに提供される普遍的な支援を検討する論点を子どもの教育に関する論点（論点A.）、子どもが置かれている状況や、必要な支援の個別性に注目し、心理支援も含めた適切なケアを提供しようという論点を子どもの保護に関する論点（論点B.）と定義し、下段に据えた。さらに、視点を運営管理者・責任者に向け、性的問題に適切に対応し、施設内虐待を含む性的な事故を防ごうという考え方で、業務のための組織管理や運営の標準化などを論ずるものを施設マネジメントの論点（論点C.）、対象者個別の性的支援に適切に対応できるよう、ケースワークやスーパービジョンの方法を解説したり、知識を提供しようとしていたりしている記事を職員スキルアップの論点（論点D.）と分けて上段に配置した。

この4軸のフレームワークに、作業で得られた5つの視点を落とし込んでみた。もっとも古くからみられた視点①は、子どもの現在に目を向けているため下段の中央に置き、ここから子どもの未来と過去とに支援の視線を向けたのがそれぞれ視点②と視点④にであろうと考え、論点A.と論点B.の位置に配置した。

次に、上段中央に視点③を配置した。なぜなら権利擁護の視点は、職員に現在の子どもの向き合うポジショニングを問うもので、そこから職員個人のあり方に目を向けるとスキルアップの必要性、施設のあり方に目を向けると施設マネジメントを考える論点が生れてくると考えられるからである。そこで、施設のリスクマネジメントの視点⑤と施

設マネジメントの論点C.が上段左に入ることになるが、職員のスキルアップの必要性を論じるD.には現時点では視点を配置することができなかった。なぜなら、この場所に含まれる視点は、単独の視点ではなく、①～⑤の視点の中に内包されて語られる視点だからである。

この論点D.に含まれる視点は、職員育成や職員の専門性を向上させる必要性を見つめる視点とも言えるが、これは、今回の分析から外した誌上の事例検討やスーパービジョンに含まれるだけでなく、その他のすべての視点に含まれている。施設内性教育等や子どもの性の支援の必要性が語られるようになる以前、つまり視点①より前から存在するという意味では、視点ゼロと呼んでも良いかもしれない。

このように整理すると、マトリックスの枠をまたいで全体を論じようとする論点が見えてくる。山縣（別表<27>）や早川（別表<35>）が問題提起している総合的な視点は、発達を支える視点①と子どもの権利を保障する視点③をつなぎ、そこから視点②と④までを一体として、ケアの連続性や一貫性を組織的に保障しようとする論点。軸を横断する論点の下段をE.、上段をF.と配置してみると、他の論点に比較してF.の論点を補強する実践が少ないと気付かされる。施設職員の教育に関する取り組みは多いが、それらは子どもの支援に対する知識・技術・理念を伝達しようとするもので、組織的な介入を試みる実践までとまでは呼べないからだ。

しかしその中でも、論点F.を包含する実践はあった。1995年の「北海道養護施設ケア基準」（別表<15>）は、最終的には倫理綱領のようなものに落ち着き、論点F.より論点C.の実践となってしまうようだが、当時の議論の経過を知ると、当初は、現場の実践を練り上げて基準を作り、その基準を用いて現場のケアのレベルの統一を図りたいという趣旨だったようである（別表<18>）。最終的に理念のみに落ち着いてしまったが、その先駆性は注目してよい。仮にこれが計画どおり基準として現場で使われていれば、論点F.に基づ

いた最も早い実践であっただろうし、意図した結果が得られなくとも、政策立案者から制度として降ろされる前に現場から専門性を確立しようとした意義は大きいと考える。

以上、マトリクスを用いた論点整理で5つの視点を6つの論点に落とし込むことができた。論点F.に基づいた実践は未だ不十分だが、今後実践が深まってきた場合には、論点E.と論点F.をつないで全体を統合する論点G.が生まれてくる可能性は高い。その論点に基づいた実践が報告として誌上に掲載される時、施設内性教育等や子どもの性の支援に関する施設養護の専門性が確立されたと言えるのではないだろうか。

＜これからの施設内性教育等の実践を発展させるために必要な視点＞

ここまでの分析で、季刊「児童養護」誌上における子どもの性の問題の扱いは、困った子どもの困った行動という認識から、普遍的な子どもの権利としてその発達が保障され、必要なケアと教育が受けられるべきであり、それらを提供する責任が施設と職員にあるという認識へと徐々に発展してきたことがわかった。およそ40年の関係者の努力に敬意を払うとともに、今後この問題に発展的に取り組むために不足している論点を検討する。

まず、性教育という言葉の用いられ方からみる視点の偏りについてである。季刊「児童養護」誌上で「性教育」という表現が使われているのはほとんどが論点A.の文献であった。発達障害や精神障害をもつ子どもへの性教育を論じたものには論点B.が含まれるものもあったが、社会生活の中で必要な性の知識・態度を身につけるという意味での基本的なウエイトはA.に置かれていた。性行動や性関係をめぐるさまざまな問題を教育として提供するという意味から、児童だけでなく職員にも性教育を行う、という論点D.に含まれる性教育という表現は、理念としては90年代の吉澤（別表<17>）の論文に示されているが、実践場面での職員への教育には使われず「職員研修」と書かれていた。研修という表現からは、子ども

の性的な問題への介入・支援のための知識や技術の提供にウエイトが置かれ、職員の内面の性的な課題や職員個人の性問題の認識にアプローチしようとする取り組みが少ない印象を受ける。もちろん、性教協児童養護施設サークルの実践（別表<38>）や、2010年代に始まった埼玉性的虐待研究会（別表<41>）、性教育研究会（別表<42>）など、施設職員が協力し合って施設内性教育や性的問題行動の改善に向かおうとする優れた実践はあるし、今回の分析対象でない雑誌には、職員指導のための様々なスーパービジョンや職員評価の仕組みが作られている施設も紹介されている<sup>注7)</sup>。しかしながら季刊児童養護誌上の実践報告は圧倒的に子どもへの支援・介入技法が中心であり、職員自身の専門性の向上をどのような仕組みで担っていくかという議論は、わずかに、埼玉県性的虐待研究会の実践報告（別表<41>）中の今後の課題に「ケアワーカーグループの必要性」「こどもグループと職員研修の連携」があげられていたのみだった。今後、子どもへの介入技法だけでなく、職員の内面の性的な課題にフォーカスしたスーパービジョンや、子どもとの職員の関わりの中で表面化する職員の問題に介入する方法論について検討できるような実践が紹介されることを期待したい。

最後に、児童養護施設における子どもの性の支援、施設内性教育等の取り組みに必要な要素の統合について考えてみる。見てきたように、子どもに発達の一貫性を保障するケアのあり方、子どもの権利の保障、それに必要な施設や職員の倫理綱領や基準、職員配置のあり方や職員研修等、部分を構成する理念と方法論はすでにある。しかしこれらの部分を統合し、実践するのは職員一人一人である。優れた理念、倫理綱領、方法論があったとしても、職員がそれらを自身の内面で統合できなければ、総合的な支援にはならない。そのような職員を育成するには、職員一人ひとりの課題に丁寧に向き合い、施設管理と現場のケースワークをしっかりと結ぶ中間管理職の存在が重要となるだろう。中間管理職の格闘が厚みのある実践報告として誌上に現れる時、かつて千葉らによって言語

化が試みられ、しかし実践に落とし込むに至らなかったケア基準（別表<16>）が体系化される道筋が生れてくると考える。子どもの性の支援において現在積み残されている課題は、現在施設が直面している運営上の課題であるともいえるのだ。

## 5. 結語～分析を通じて見えてきたもの

本論では、季刊児童養護の約40年分の過去の記事を概観し、子どもの性にまつわる問題が養護理論としてどのように構造化され得るかという図式化を試みた。その結果、子どもの性の発達支援には長い実践の蓄積があり、過去の心的外傷からの回復と将来の自立に向けた支援とが繋がった厚みのある体系化ができていないのに対し、職員や施設がこの問題に対応するためのマネジメントとケースワークは、論点を統合しようとする理念はあるものの実践が追いついていないことがわかった。

伊藤<sup>注8)</sup>は、児童養護施設の役割と業務がより専門的で複雑になっているにもかかわらず、現在の職場環境では専門性が蓄積されにくいいため、マクロのシステム構築だけでなく、システムを担う人間の育成・支援について議論する必要があることを指摘しているが、今回の調査では、この伊藤の指摘と同様の傾向が子どもへの性の支援においても言える可能性が示唆されたと考える。

施設における性の支援では、個別の発達や自立支援のみならず、心理や行動の傾向、年齢や力関係の異なる子どもの共同生活という環境の調整までを視野に入れた、家庭や学校とは異なる視点からの総合的なアプローチが求められる。さらに今後、施設の小規模化やファミリーホームへの転換に伴って子どもと職員の距離感が近くなると同時に、複数職員体制による養護環境が作れない時間が増える可能性があることを考えると、性の支援や施設内性教育等の実施では手順や配慮がわかるばかりでなく、職員が交代しても養育の連続性を保ちつつ総合的な性の支援ができる体制づくりや、職員間の連携や情報共有、スーパービジョン等により理念、知識、技術が確実に伝達・蓄積される

施設内文化の醸成も必要となるだろう。

これは、性をめぐる問題に限らず、実践から理論が発展する時には、実践現場での職員と施設が共に成長できる体制づくりが伴うということに他ならない。職員自身が性行動にまつわる自己覚知を深め、変化する環境や職員体制に合わせて適切な支援が組める創造的な取り組みが開発されることで、実践が継続し体制づくりに繋がっていく、という関係性があるのだ。性的な問題に代表される複雑な課題の支援を、総合的に子どもを守り支援する専門性が育つ組織的な体制づくりや専門性の評価のあり方の検討がないまま、中堅以上のスタッフが訓練を受ければ実践できる特別なプログラムにしてしまえば、複合的な子どもの性の支援に対する有効な実践から却って遠ざかってしまう可能性があることに、実践者は気づいていなければならないと思う。

現在の施設職員の育成は、初任者、中堅者、管理者に分かれたラダーに沿って、それぞれのポジションで求められるスキルを分割して提供する研修が主流であり、それは最も効率的なやり方であろう。しかし、性の支援のような複合的な課題に取り組む総合的な支援力を向上させるには、職員個別のスキルを高める以上に、職員とともに成長する組織作りと、そのための人材育成システムが求められる。組織、施設単位で取り組まれる組織的な人材育成の議論、研究と実践による改善が、性の支援に限らないこれからの施設の人材育成に求められる取り組みである。子どもの性に正面から取り組むことは、総合的な施設の養護力を高める具体的な方法というだけでなく、本質的な施設の課題に取り組む手段ともなり得るということ、過去の実践は教えてくれているように思う。

## 注

- 注1) “人間と性”教育研究協議会ウェブサイト  
<http://www.seikyokyo.org/menu/aboutus.html>, (2018/02/13,14:00p.m.)
- 注2) 20世紀日本人名事典, 中外アソシエーツ, 2004
- 注3) 浅井春夫 (1989) 養護施設における性教育-いまこ

そ性教育実践の創造を-, 社会福祉研究, 第46号, 83-90.

- 注4) この「家庭」は前後の文脈から「過程」の誤植が疑われたが、雑誌上の記載のまま抜粋した。
- 注5) 福島一雄 (2010), 創刊四〇周年記念座談会 養育のいとなみにとって大切なもの, 季刊児童養護 創刊40周年記念誌, 26.
- 注6) Finkelhor, D.A., (1986) Sourcebook on child sexual abuse, SAGE Publications Inc.
- 注7) “人間と性” 教育研究協議会が発行する季刊セクシュアリティには、定期的に児童養護施設での性教育実践が掲載されている。
- 注8) 伊藤嘉余子 (2007) 児童養護施設におけるレジデンシャルワーカー施設職員の職場環境とストレス, 明石書店, 168-171.

本論は「児童養護施設における性教育の実施体制に関する研究」(松原弘子, 2011) 第2章に2010年6月から2017年10月までに掲載された文献の分析を加えて内容を修正したものである。

別表：季刊「児童養護」誌上の性行動・性教育に関連した記事の変化（太字は引用箇所）

No.	年・月	号数	区分	タイトル（執筆者）	内容（「」は引用、…は略）
<1>	1981.9～1982.2	12(2)～12(4)	講座（連載）	思春期の発達特徴・性の問題を中心として（松岡弘・大阪市立大学）	「豊かな社会と性の問題くなぜ性教育が必要か>」「性教育のすすめ方」(1)、(2)の3回の連載。一般論として、子どもの成長の早期化、性情報の氾濫、性の悩みや不安の増大、性教育の不足を挙げ、正しい性教育、特に男子への性教育が必要と述べている。
<2>	1983.12	14(3)	特集「効果測定をどう行うか」	養護評価をいかにやっているか（喜多一憲・妻の徳学園指導員）	「資料の表は創立間もない昭和三五年に作られ、多少の改善を経ながら今日に至っています。」紹介されていた行動観察記録表の23項目の22番目が「異性について」。「無関心、年齢的に普通、よく気にかける、特にからかう、要注意」の5段階評価。
<3>	1983.12	14(3)	特集「効果測定をどう行うか」	生きた処遇効果測定に失敗から立ち上がって（星康夫・福島愛育園）	昭和40年代に作られた処遇効果測定の記録用紙が紹介されている。様式1の「4. 道徳的心情」の細目(70)に「(2) 親（職員）に対する敬愛の念」「(3) 好ましくない行為に対する判断力」「(5) 性問題に対する判断力」「(6) 好ましくない行為を改善する力」などがある。
<4>	1983.12	14(3)	特集「効果測定をどう行うか」	児童指導効果測定を作成して（桜井壽・至誠学園）	養護施設・教護院職員セミナーで作られた効果測定表の紹介。ⅠからⅧの大項目Ⅶ「道徳」に、「性への正しい判断」がある。小項目94中「64異性への関心が年齢相応である」「65性的問題行動がみられない」「66異性への接触が健全にできる」がある。
<5>	1984.9	15(2)	特集「思春期危機への対応(2)-性問題への取り組み」	性問題への取り組み・施設から（木藤幸子・聖小崎育児園施設長ほか8名の施設関係者）	8名のタイトルは「性教育は人格教育」「共に考えたい、いのちの大切さ」「職員の生き方が重要」「身体は心と共にある」「性指導に関する職員研修を」「ごまかさず、真面目からの対応」「興味の陰湿化を避ける」「暮らしの中での性指導」。道徳的、指導的立場から、職員はどうあるべきかが語られている。
<6>	1984.9	15(2)	同上	実践レポート「施設における性教育の現状」（調龍信・大阪子供の家館長）	「性教育は必要と考えながら、実際には行われていない…何かが立ちはだかっている」「保母、指導員の若さゆえ…理念を持つことが欠けている」「関心がありながら…外には話すことができない恥じらい」「施設は…情緒的な面で行うことが必要」と述べられている。
<7>	1984.9	15(2)	同上	実践レポート：手探りの性指導（神田ふみよ・小山児童学園保母）	思春期の子どもの性的な関心に若い保母たちがどう対応したかの例。「率直にいつ、特に性の問題で失敗と挫折をくりかえす親や子どもたちに対し、いまだ有効な助言や指導ができていない」。
<8>	1984.9	15(2)	同上	思春期の性の特徴と対応（村瀬幸浩・和光高校）	一般的な思春期の性教育のあり方を総括的に述べた論文。章では「からだとこころの関係」「男であること、女であること」「性の成熟と自立のこころ」「逸脱行動を引きおこす条件」。
<9>	1984.9	15(2)	寄稿	家庭内で虐待を受ける子どもたち（廿楽昌子・東京都児童相談センター）	身体的虐待、ネグレクト、性的虐待の3種類に分けて説明。実父から性的虐待を受けた女兒の事例紹介で「自身の性器を露出して性的関係をせまった」と表現されている。性的虐待を受けた子どもは女兒でも攻撃性が高いことも記されている。
<10>	1986.12	17(3)	投稿	養護施設の性教育に求められるもの「人間と性」教育研究協議会養護施設サークルの活動：（杉浦準一・調布学園）	性教協養護施設サークルの誕生と第1回宿泊研修の報告。「当初、少人数で出発したこのサークルは…50名を超えた」と、性教育が養護施設で必要とされてきていると述べられている。児童養護施設で行われる性教育の要素として、「正しい知識を与える」「自立教育」「人間関係を養う」の3つが挙げられている。
<11>	1987.7～1988.3	18(1)～(4)	講座（連載）	『子ども』と『おとな』の間（網野武博・日本総合愛育研究所）	『守っている』というそのことがいかに子どもの人間性や人格、つまりは権利というものへの関心をうすれさせていることでしょうか』『おとなや親は、無造作に、節度なく子どものからだに触れようとしている』
<12>	1989.10	20(2)	創刊20周年記念シンポジウム「養護児童の自立援助を高めるために-望ましい自立援助のあり方を求めて」	児童相談所からみた自立援助ホーム（安倍正男・秋田県中央児童相談所長）	「入所してくる子の約20%に生活指導上の困難」「家庭に代わるものを与えるといながら…人間関係の関わり方、そういう指導にまで配慮が至らなかった」「結婚してから離婚してしまうとか、結婚して出産してから離婚して育児放棄といったプロセスを取るものが増えて、養護二世の出現・・・結婚に至るまでの家庭の裏面を含めた対処への基本的な指導が施設でできないものか」と書かれ、自立支援の一環としての性の指導の必要性が書かれている。
<13>	1990.1	20(3)	創刊20周年記念シンポジウム「養護児童の自立過程を問う」	性教育の取り組みから自立をとらえる（鈴木典子・東京都子どもの家）	「性の問題や盗みとかいろいろあったのですが、その中でどうやっていこうかというときに一番問題になるのが職員間の意見の不一致」「世の中に溢れている性情報。そういうものに目をつぶって、寝た子を起こすのではないかともしいうとするならば、それは明らかに自分が逃げているとしかいえない」
<14>	1994.3	24(4)	特集「児童処遇の改革をめざして」	子どもの発達保障は十分になされているか（村井美紀・日本社会事業大学）	「現状の養護施設ではこどもの個々の発達課題をその発達年齢にそって持つという認識が浅い。したがって、問題行動を子どもの発達段階での自我同一性の確立に必要なこととしてみる視点に乏しい。」施設が求めるモラルと子どもの発達段階の不一致を指摘。
<15>	1994.3	24(4)	特集「児童処遇の改革をめざして」	児童の権利保障を表明宣誓しよう（千葉智正・羊ヶ丘養護園副園長）	現在の養護施設には自己改革が求められていると前提し、児童の権利保障を明記したケア基準を策定し、施設内で価値観を共有すること、その基準に照らして施設ケアを審査する、施設ケア審査機構の設置が必要と論じた記事。

No.	年.月	号数	区分	タイトル(執筆者)	内容(「」は引用、…は略)
<16>	1995.3	25(4)	特集「養護施設におけるケア基準」	インタビュー:北海道の『ケア基準』はいま、どう展開されているか(千葉智正・羊ヶ丘養護園/安川実・聖霊愛児園)	「北海道養護施設ケア基準(1994)」の紹介。「児童の望ましい発達・成長に沿った興味の展開が保障される」「児童の自主性は尊重される」「児童のプライバシーが保護される」「児童はあらゆる暴力、虐待、脅威、排斥、孤立、窃盗、の被害から護られる」「児童は、あらゆる危険からの回避について学ぶ機会が与えられる」「児童は、健康を害する環境から護られる」。
<17>	1995.7	26(1)	特集「養護施設の専門性とは何か」	施設処遇の専門性を検討する(吉澤英子・大正大学)	入所施設職員に求められる専門性を、日常生活・習慣の支援と対人・人間関係の支援に大別し図表化。対人・人間関係支援に「性」の項目が立てられ、その内容に「性教育」が含まれている。
<18>	1995.7	26(1)	投稿	養護施設における高校生の「自立」援助への取り組みと課題(辰巳隆・慶徳会子供の家)	分園型自活訓練事業ホームの実践報告。「多彩な社会経験をさせる絶好の機会であり、男女交際も極力オープン化する」「(性の問題)高校生という思春期の最も活動的な時期においてこの問題からのがれることはできない。…高校生のプライベートルーム、タイムなどを確保しているが、…プライベートな生活空間があるか否か」
<19>	1996.11	27(2)	特集「心に傷を負う子どもたちへの対応」	実践レポート:集団暴行傷害事件の発覚とその対応(市川太郎・東京家庭学校)	『児童虐待』をテーマにした研修や学習の機会は着実に増えてきた」「性的虐待による入所児童や身体的虐待…心に傷をもつ子どもの入所は増えている。」「単なる罰則や警告だけでは解決には至らない」「心の傷の癒しへのアプローチが求められている」
<20>	1997.2	27(3)	特集「児童福祉法改正へむけて全国児童養護施設協議会の取り組み」	資料:少子化社会にふさわしい児童自立支援システムについて(中間報告)(厚生省中央児童福祉審議会基本問題部会)	「虐待、不登校、いじめ、性非行などの問題が深刻化…」「商業主義的な性風俗の蔓延など児童を取り巻く社会環境が悪化している」「児童の態様は…適切な自立支援を行うことによって変化する」「施設退所後に備えた生活訓練を行うとともに、施設退所後も、児童が社会的に自立するまでの間、施設が適切なアフターケアを行うことが重要」などの指摘がされている。
<21>	1997.7～1998.3	28(1)～(4)	講座	児童虐待の理解(1)～(4)(村瀬嘉代子・大正大学教授)	児童虐待を取り上げた教育記事で、「見えない傷、声なき叫びへの注意を」「こころの成り立ちとその傷つき」「傷ついた心を受け智共に育つ」「虐待をする親、家族へのアプローチ」という構成。
<22>	1998.11	29(2)	論文	虐待を受けた子どものケア-児童養護施設が直面する課題(西澤哲・日本社会事業大学助教授)	施設の子どもの約半数が何らかの虐待を受けているとして、施設では単なる養育ではなく、子どもの心の傷を回復させるための治療的養育が求められているが、施設職員に技術がないために、適切な子どものケアができず、体罰や、子どもからの暴力に振り回される状況が生まれていると説明している。
<23>	1998.11	29(2)	投稿	児童養護施設における自立と「児童自立支援計画」をめぐって(竹中哲夫・日本福祉大学)	改正児童福祉法踏まえて自立概念を論じている。「自立は多義的概念である」と12種類の自立項目に整理された中に「性的な自立・性役割の自立」が含まれている。「発達のある側面のある到達点を社会的ものさしで測ったものが自立に他ならない。」
<24>	2000.9	31(1)	特集「問われる権利擁護への姿勢」	メディアから見た児童養護施設の課題・役割・期待 身を引き締め、スキルを磨き、プロに徹して(小宮純一・埼玉新聞)	虐待防止法の施行により「これまで「体罰」と呼ばれていた行為は…単なる「体罰」ではなくなった、といえる」。この法律が子どもの心身を守る新しい武器になると述べ、全国児童養護施設協議会「児童養護施設における事故・事件防止のための運営指針小委員会」の調査で施設内の体罰の防止に努めている施設が22%と少ないことを問題にしている。
<25>	2001.3	31(4)	特集「児童養護施設における職場の問題をどうみるか」	序文(村井美紀・東京国際大学)	「『虐待』の事実を掘り下げていくと、そこには制度・政策や組織のマネージメントの問題が浮き上がってくる。人権を擁護すべき児童養護施設が…人権侵害をしてしまう根底に、それらの不備や機能不全がある。マネージメントの問題を正面から捉える最初の特集。
<26>	2001.3	31(4)	論壇	児童養護施設におけるリスクマネジメント導入の必要性(平田厚・弁護士)	「リスクが発生したときシステムの問い直しを行わずに『人の失敗』と『人の責任』に終始してしまえば、同じリスクを繰り返してしまううえに、職員に対する過剰な負担をかける危機があり、それが新たなリスクを生む可能性も否定できない」と論じている。
<27>	2002.8	33(1)	特集「児童養護施設近未来像Ⅱの論点をどう読むか」	児童養護施設の新たな近未来像構築のために(山縣文治・大阪市立大学)	「新たな社会的養護の体系の構築」「子どもの権利擁護を図る養護システムの実現」「ケアの連続性の確保」「地域福祉施設としての展開」「国際化やジェンダーに配慮したケア」という5つの論点。「…保健上の習慣なども家庭とは大きく異なる」「日常のケアのなかにジェンダー問題を感じさせるものがあり…職員の意識啓発が必要である」ジェンダー役割があることに否定的な論調が新しい。
<28>	2006.1	36(3)	特集「子どもの権利を護る生活づくり」	より良い支援を行うために(安部慎吾・唐池学園)	「子どものための手引き(第一試案)」をもとに施設が独自に作成した権利ノート「子どものための手引き」の紹介。13項目の権利の「7.あなたは、性についても理解力に応じて教育を受けることができます。」「13.あなたが、異性と交際することは自由です。そしてお互いに相手を思いやる気持ちを大切にする必要があります。」
<29>	2006.1	36(3)	特集「児童養護施設における職員研修のあり方」	同仁学院の研修の実際(土屋美千代・同仁学院)	職場内研修のカリキュラムの紹介に「施設内で起こる性的問題(講師:星野崇啓)。職員の全員参加による施設内研修は、一人で参加する外部の研修より共通認識が持てるとしている。
<30>	2006.7～2007.2	37(1)～(4)	講座	子どもの育ちと性(奥山眞紀子・国立成育医療センター)	「性の分化とアイデンティティの発達」「性への関心の発達と思春期の性の発達」「性的虐待がもたらす心理的影響」「性被害への対応」がタイトル。「『性』に関して語ってほしい。…『性』に関する抵抗感を減じる努力はこの分野の専門家として大切なものである。そのことが子どもに対して性的な安全を守ることにつながる。」

No.	年、月	号数	区分	タイトル(執筆著者)	内容(「」は引用、…は略)
<31>	2007.7	38(1)	児童虐待防止制度改正の意義と課題	才村純(日本子ども家庭総合研究所)	改正法解説。「…配慮したケア、…家族支援、…自立支援、…フォローアップ、里親やグループホームへの支援…業務は多様化・高度化」「 <b>緻密な制度が整備されようとも…人材が…疲弊し、誇りと自信を喪失し…</b> ているようでは、いいサービスは望むべくもない」
<32>	2008.2	38(3)	特集「子どもが育つということ」	健康学習の取り組み(赤坂美代子・みちのくみどり学園主任児童指導員・保健師)	“人間と性”教育研究協議会の村瀬幸浩が提案する「性教育全体像と順次性を考えるために(試案)」を参考に独自の内容を開発し年2～4回実施している実践報告。職員研修会の紹介もある。
<33>	2008.3	38(4)	講座	障害や問題行動に対する理解と対応(金井剛・横浜中央児童相談所医師)	精神障害・発達障害を持つ子どもの性的な問題行動に触れられている。加害児には十分なケアを受けずに育った子、被害にあいやすい子どもは性的虐待被害児であることが多く、「基本的な対人関係が十分育っていない例が多く、慎重な対応を要する」とある。
<34>	2008.7	39(1)	論壇	「児童福祉法改正案と施設養護の行方」(加賀美尤祥・山梨正光生園)	システムの改善無くして問題解決はないが、現状を変えることへの抵抗から施設養護の質が落ちると心配している。「 <b>被措置児童等虐待防止制度が内部告発など通告制度を中軸とする</b> 」「可及的速やかに求められるのは…施設機能の抜本的見直し…『子ども発達保障をめざした養育理論』を確立すること。』
<35>	2008.7	39(1)	さまざまな取り組み	児童養護施設におけるリーピングケアとその標準化(早川悟司・目黒若葉寮)	「Leaving Care 児童養護施設職員のための自立支援ハンドブック」の紹介。「全ての子どもに必要な支援」項目に「4. 生い立ちの整理」「5. 施設における心理的ケア」「6. 性についての学習」が含まれている。「特定の課題への支援」に「1. 行動上の問題への対応」「6. 女性の社会的自立に伴う特有のリスク」などもある。
<36>	2009.1	39(3)	特集「改正児童福祉法施行を見据え、権利擁護のために児童養護施設が取り組むべき課題」	「被措置児童等対応虐待対応ガイドライン(案)～都道府県・児童相談所設置市向け～(厚生労働省雇用機会均等・児童家庭局過程福祉課)	厚生労働省が提案した「被措置児童等虐待対応ガイドライン(案)」全文掲載。前後の記事もガイドラインを軸に組まれており、児童養護施設における権利擁護と虐待防止を政策に絡めて議論している。ガイドラインでは「被措置児童等虐待とは、施設職員等が被措置児童に対して行う次の行為をいいます」として職員から児童に対する虐待を定義しており、その中に「わいせつな行為をすることまたはわいせつな行為をさせること」が含まれている。
<37>	2010.3	40(4)	調査	養育単位の小規模化に関する状況調査について(概要)(全国児童養護施設協議会調査研究部/制度政策部「養育単位の小規模化プロジェクト」)	全国の児童養護施設対象の養育単位の小規模化に関する実施状況の調査。小規模化により、子ども間の関係性や子どもの課題の表出が変化したかどうかを調べている。小規模化で職員との関係性が深まり、問題行動の表出が増えたという結果が示され、行動化は子どものケアに必要であり、職員配置の充実が急務としている。小規模化の影響は「資質や経験の差から養育の質に差が生じやすくなった(48.5%)」が最多。
<38>	2010.6～2011.3	41(1)～(4)	講座「子どもと性」	児童養護施設内での性教育(太田敬志・徳島児童ホーム/鏡塚理絵・塩田規子“人間と性”教育研究協議会児童養護施設サークル)	“人間と性”教育研究協議会児童養護施設サークル幹事による4回の連載。「近年、児童養護施設では性教育の必要性が高まっている。性的虐待を受けた子どもへの対応の難しさを始め、思春期の子どもや知的障がいや発達障がいの子どもへの対応や性教育に追われている施設も多い。」と始まり、施設内性教育の必要性、施設内性的事故、障がいのある子どもへの性教育、ソーシャルワーカーが行う性教育をめぐる問題点の順に論じられている。
<39>	2011.6～2012.3	42(1)～(4)	講座「暴力について」	「暴力」の心理的メカニズム(龍島秀広/北海道教育大学教職大学院)	心理学的視点から見た暴力の構造と、人の心理に対する暴力の影響、学習された無力感や心理学的支配など、DV被害者支援で用いられる理論の紹介など。知見は新しいものではないがこの雑誌が暴力への介入に必要な知識を詳細に解説したのは初めて。
<40>	2012.3	42(4)	特集「生い立ちの整理とライフヒストリーワーク」	実践2「生い立ちの整理」(大野紀代・子供の家)	ライフヒストリーワークの特集号で、この記事では暴力的な子どもが抱えている怒りにアプローチする理論が紹介されている。怒りの表出の1つに「性化行動」が上げられ、やったことの責任は取らなければならないが「そうせざるにはいられない心になってしまったのは、こどものせいではない」と、ケアの必要性が論じられている。
<41>	2013.7	44(1)	さまざまな取り組み	「平成22年度埼玉性的虐待研究会活動報告書」について(吉野りえ・埼玉性的虐待研究会)	「埼玉性的虐待研究会」の実践報告書の紹介。同じ地域で働く職員有志の研究会だが、単なる教育方法の研究や情報交換を行う施設職員のネットワークではなく、実態調査から体系的な子どもへのプログラムの実施、職員研修までをつないだシステムティックな取り組みが行われている。
<42>	2013.9	44(2)	さまざまな取り組み	「性教育研究会の活動『児童福祉施設における性問題』(山口修平・一宮学園)	2009年に発足した児童自立支援施設を中心とした児童福祉施設での性教育プログラム、支援マニュアルの開発を行ってきた研究会の活動報告。紹介されているカリキュラムは目新しいものではないが、学会発表を積極的に行い、加害児童の行動変容プログラムの開発に取り組もうとしていることがアピールされている。
<43>	2014.6～2015.3	45(1)～(4)	講座	施設における子どもの性行動問題の理解と支援(浅野恭子・大阪府中央子ども家庭センター)	「典型的な性行動と性問題行動」「性問題行動の背景要因とアセスメント」「子どもの性問題行動を予防するために」「性問題行動への治療教育」の4回。今までの連続講座と誌面の大きさは同じだが、文字の大きさや行間詰めの狭さから、明らかに記事の量が多いことがわかる。心理領域の理論を軸に、問題行動の発見からアセスメント、介入の方法論までが詳細に解説されている。